

全国家計構造調査のデータの取扱い等について

1 調査対象月に関する事項

1 調査対象月に関する事項

(1) 検討事項

消費実態との比較検証にあたって使用する2019年全国家計構造調査の取扱いとして、調査対象月に関する留意点を整理する観点から次の①・②について検討する。

① 消費増税等の影響に関する評価

- 2019年10月には、消費税率が引き上げられ、同時に、軽減税率制度や幼児教育・保育無償化などが実施されたところ。
- 2019年全国家計構造調査の調査対象期間は2019年10月・11月であり、当該調査結果は、消費税率が改定されたことに伴ういわゆる駆け込み需要の反動による影響を受けている可能性があるが、これをどのように評価するか。

② 消費支出の季節性に関する評価

- 一般世帯の消費実態のデータに基づいて検証を行うことは一つの妥当な考え方であるが、そのような検証方法を採用する場合、使用するデータが検証の目的に照らして十分に国民の実態を捉えているという前提が必要である。
- 2019年全国家計構造調査のデータによって国民の消費実態を捉え、生活扶助基準の検証を実施する場合、当該調査の対象月が10・11月の2か月間であることに関してどのように評価するか。

※ 2人以上世帯の調査対象月は、2014年全国消費実態調査の9～11月の3か月間から変更された。

《検討にあたっての留意事項》

- ・ 冬季における光熱費等の増加需要に対応するものとして冬季加算や、年末において増加する食費・雑費等の経費を補填するものとして期末一時扶助が別途支給されていることには留意。

1 調査対象月に関する事項

(参考1) 平成29年12月14日 生活保護基準部会報告書 抜粋

- 一般世帯との均衡を図る水準均衡方式の考え方からすれば、一般世帯の消費実態のデータに基づいて検証を行うことは一つの妥当な考え方であるが、そのような検証方法を採用する場合、使用するデータが検証の目的に照らして十分に国民の実態を捉えているという前提が必要である。
- 全国消費実態調査については、現在実施されている消費支出に関する調査の中ではサンプル数も多く、構造分析が可能な調査ではあるが、家計簿調査期間が3か月（単身世帯は2か月）などの点で、国民の消費実態をみる上では限界もある。

(参考2) 令和3年3月2日 生活保護基準の新たな検証手法の開発等に関する検討会「これまでの議論を踏まえた検討課題と論点の整理」抜粋

- これまで検証に使用していた全国消費実態調査が見直され、全国家計構造調査が実施されたことによる調査対象や調査方法の変更がこれまでの傾向に影響を与える可能性もあることから、使用する統計が変わることに関しての対応は整理する必要があるのではないか

1 調査対象月に関する事項

(2) 作業内容

調査対象期間が2019年10月・11月であることに関しては、月次の消費動向を把握できる家計調査により、夫婦子1人世帯における低所得層（年収階級第1・十分位及び年収階級第1・五分位）（※）の2019年10月・11月前後の生活扶助相当支出の動向を確認する。

※ 平成29年検証時の考え方に倣い、データの均質化を図る観点から、就労世帯に限定することとし、さらに、自営業世帯の場合は、一般的に、年間収入を正確に捕捉することが困難との指摘があることを踏まえ、自営業世帯は除いた「勤労者世帯」に限定して集計を行う。

(3) 2019年の消費支出の動向（1／5）

① 消費税率引上げ等の前後の消費支出の動向の確認

- 生活扶助相当支出の状況（次頁）をみると、全年収階級では、消費税率引上げ等の実施される直前の2019年9月には支出額が過年度対比で増加し、実施直後の同年10月には支出額が過年度対比で減少する（又は増加率が縮小する）動きが見られる。
- 一方で、夫婦子1人世帯でも2人以上世帯全体でも、低所得世帯（特に年収階級第1・十分位の世帯）では、同年10月に支出額が過年度対比で減少する動きは見られない。

1 調査対象月に関する事項

(3) 2019年の消費支出の動向 (2/5)

2019年の生活扶助相当支出額の推移

【夫婦子1人 勤労者世帯】

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
年収階級 第1・十分位	前年対比	▲6.9%	▲4.6%	+27.5%	▲11.0%	+11.9%	▲3.2%	▲5.2%	+11.6%	+16.2%	+18.6%	+40.9%	+31.9%
	2015-2018年対比	▲5.8%	▲0.1%	+28.1%	+2.5%	+9.8%	+11.1%	▲3.3%	+11.9%	+11.6%	+15.6%	+45.6%	+31.7%
	(集計世帯数)	(61)	(70)	(67)	(58)	(57)	(51)	(44)	(50)	(50)	(57)	(57)	(64)
年収階級 第1・五分位	前年対比	▲1.6%	+1.8%	+17.4%	▲3.4%	+16.0%	+2.0%	▲2.3%	+7.8%	+18.9%	+8.0%	+25.3%	+21.6%
	2015-2018年対比	+2.2%	+4.5%	+20.8%	+3.6%	+15.0%	+10.7%	▲1.1%	+6.6%	+17.7%	+6.9%	+30.2%	+23.8%
	(集計世帯数)	(132)	(138)	(144)	(119)	(130)	(122)	(114)	(117)	(100)	(110)	(107)	(118)
全年収階級	前年対比	+0.4%	+6.9%	+11.1%	+2.3%	+2.9%	+6.1%	▲2.4%	+4.4%	+5.7%	▲5.1%	+3.5%	+3.6%
	2015-2018年対比	+0.1%	+7.2%	+12.3%	+0.1%	+4.5%	+7.9%	+1.5%	+4.2%	+10.7%	▲2.2%	+6.1%	+5.7%
	(集計世帯数)	(604)	(603)	(616)	(559)	(574)	(574)	(539)	(545)	(542)	(557)	(535)	(548)

(参考) 【2人以上 勤労者世帯】

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
年収階級 第1・十分位	前年対比	+1.8%	+0.2%	▲3.1%	▲0.5%	+7.3%	+10.3%	+6.1%	▲4.1%	+3.7%	+5.7%	+7.1%	+1.9%
	2015-2018年対比	+5.4%	+2.9%	+3.0%	+5.1%	+12.6%	+13.5%	+10.9%	▲1.4%	+4.8%	+4.7%	+7.2%	+1.4%
	(集計世帯数)	(448)	(426)	(437)	(428)	(432)	(408)	(394)	(402)	(423)	(415)	(414)	(422)
年収階級 第1・五分位	前年対比	+2.6%	+4.0%	+2.3%	▲1.1%	+9.5%	+5.4%	+2.0%	▲3.1%	+7.2%	+5.0%	▲1.8%	+1.5%
	2015-2018年対比	+4.5%	+4.0%	+3.0%	+1.3%	+9.5%	+7.6%	+5.0%	+1.4%	+11.1%	+6.6%	+4.1%	+2.4%
	(集計世帯数)	(854)	(857)	(869)	(863)	(883)	(855)	(819)	(816)	(822)	(833)	(824)	(815)
全年収階級	前年対比	▲0.5%	+3.5%	+2.9%	+2.0%	+8.1%	+5.7%	+2.8%	+1.4%	+6.7%	▲2.0%	+0.5%	▲1.2%
	2015-2018年対比	+4.1%	+5.2%	+2.7%	+2.3%	+6.9%	+6.5%	+3.7%	+3.5%	+10.9%	+0.7%	+3.3%	+1.9%
	(集計世帯数)	(4,099)	(4,067)	(4,052)	(4,000)	(4,007)	(4,023)	(3,981)	(4,004)	(4,019)	(3,997)	(4,005)	(3,998)

※ 上記は「家計調査」による特別集計。

※ 「夫婦子1人 勤労者世帯」は、「世帯主」「世帯主の配偶者」「世帯主の子」で構成される3人世帯であって、夫婦はともに65歳未満で、子は18歳未満、または、18歳であって学校種別が「高校」である勤労者世帯。

※ 「2人以上 勤労者世帯」の生活扶助相当支出額及び年収階級に用いる年収額は、世帯員1人あたりの額による。

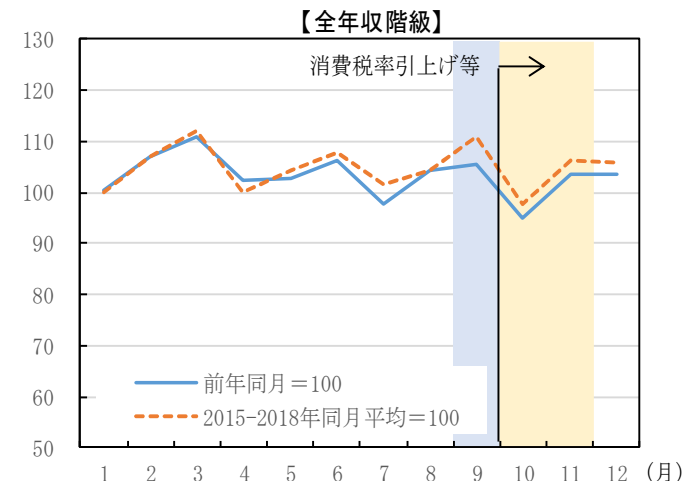
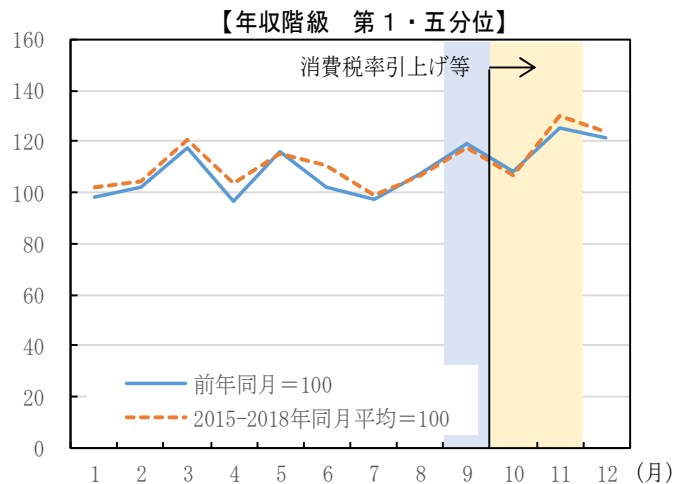
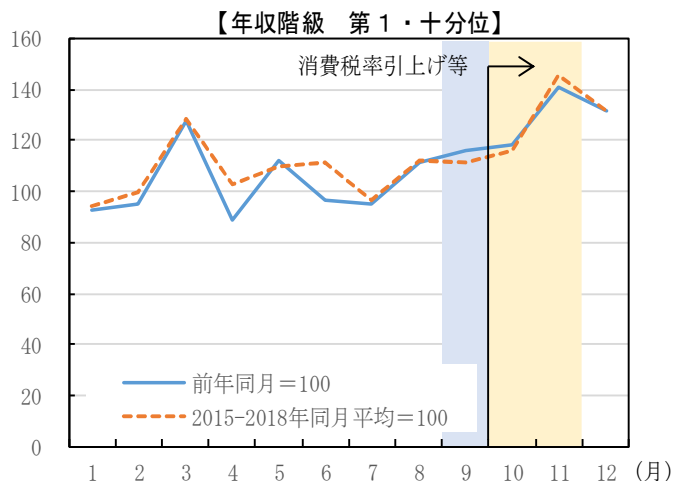
※ 集計世帯数は、2019年の各月のもの。

1 調査対象月に関する事項

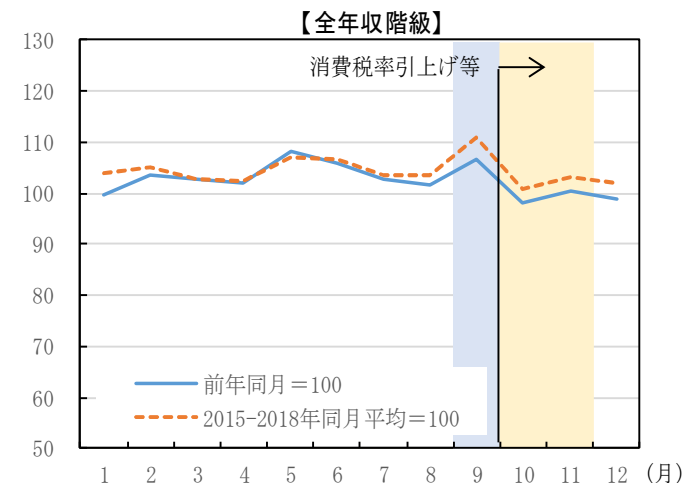
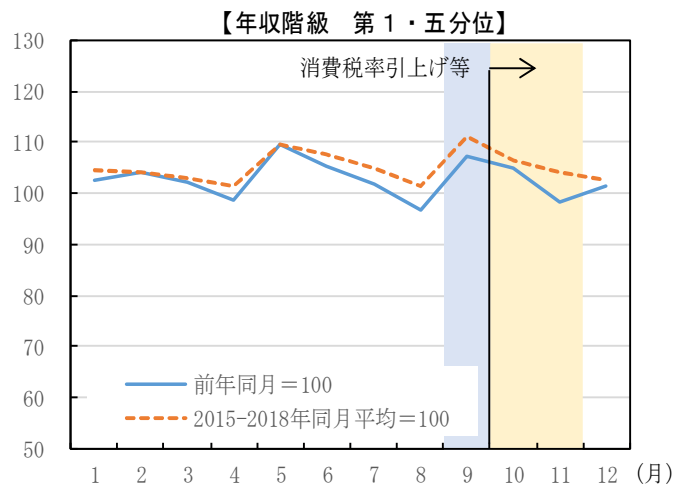
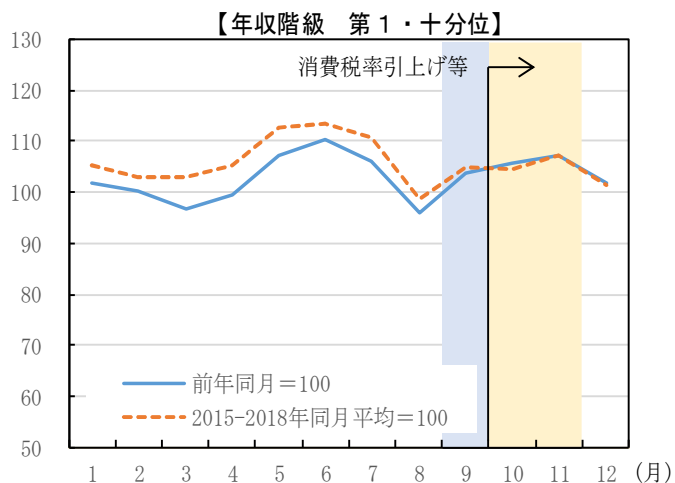
(3) 2019年の消費支出の動向 (3 / 5)

2019年の生活扶助相当支出額の推移

夫婦子1人 勤労者世帯



(参考) 2人以上 勤労者世帯



※ 上記は「家計調査」による特別集計。

※ 「夫婦子1人 勤労者世帯」は、「世帯主」「世帯主の配偶者」「世帯主の子」で構成される3人世帯であって、夫婦はともに65歳未満で、子は18歳未満、または、18歳であって学校種別が「高校」である勤労者世帯。

※ 「2人以上 勤労者世帯」の生活扶助相当支出額及び年収階級に用いる年収額は、世帯員1人あたりの額による。

1 調査対象月に関する事項

(3) 2019年の消費支出の動向 (4 / 5)

生活扶助相当支出の前年同月比の財・サービス別寄与度 (2019年)

【夫婦子1人 勤労者世帯】

		8月	9月	10月	11月	12月	
年収階級 第1・十分位	前年対比	+11.6%	+16.2%	+18.6%	+40.9%	+31.9%	
	寄与度	耐久財	▲1.8%	+0.3%	+0.2%	+0.1%	+0.3%
		半耐久財	+0.0%	+0.8%	+1.0%	+23.1%	▲2.0%
		非耐久財	+3.1%	+3.1%	+2.6%	+12.8%	+3.3%
		サービス	+8.5%	+12.8%	+11.2%	+7.4%	+2.7%
		その他	+1.8%	▲0.9%	+3.6%	▲2.5%	+27.5%
	(集計世帯数)	(50)	(50)	(57)	(57)	(64)	
年収階級 第1・五分位	前年対比	+7.8%	+18.9%	+8.0%	+25.3%	+21.6%	
	寄与度	耐久財	▲0.6%	+2.4%	+0.1%	+2.2%	▲0.4%
		半耐久財	▲1.0%	▲0.3%	▲1.2%	+10.4%	▲2.5%
		非耐久財	+3.6%	+4.4%	+0.8%	+7.8%	+7.0%
		サービス	+6.3%	+10.3%	+5.9%	+7.5%	+3.0%
		その他	▲0.5%	+2.1%	+2.5%	▲2.6%	+14.4%
	(集計世帯数)	(117)	(100)	(110)	(107)	(118)	
全収入階級	前年対比	+4.4%	+5.7%	▲5.1%	+3.5%	+3.6%	
	寄与度	耐久財	+1.1%	+2.0%	▲2.6%	▲1.2%	+0.4%
		半耐久財	+0.7%	+0.4%	▲0.2%	+1.7%	▲1.2%
		非耐久財	+0.5%	+2.9%	▲1.0%	+2.7%	+2.3%
		サービス	+3.2%	+3.4%	▲1.6%	+3.5%	+1.0%
		その他	▲1.1%	▲3.1%	+0.3%	▲3.3%	+1.1%
	(集計世帯数)	(545)	(542)	(557)	(535)	(548)	

(参考) 【2人以上 勤労者世帯】

		8月	9月	10月	11月	12月	
年収階級 第1・十分位	前年対比	▲4.1%	+3.7%	+5.7%	+7.1%	+1.9%	
	寄与度	耐久財	+0.4%	+1.8%	+0.6%	+3.6%	+0.0%
		半耐久財	▲2.0%	+2.3%	+1.7%	+1.3%	+1.2%
		非耐久財	▲0.3%	+2.5%	+2.4%	+1.6%	+0.8%
		サービス	▲1.8%	▲2.9%	▲0.3%	+2.5%	▲0.3%
		その他	▲0.4%	+0.1%	+1.3%	▲1.8%	+0.1%
	(集計世帯数)	(402)	(423)	(415)	(414)	(422)	
年収階級 第1・五分位	前年対比	▲3.1%	+7.2%	+5.0%	▲1.8%	+1.5%	
	寄与度	耐久財	+0.6%	+2.3%	+0.6%	+0.8%	+0.5%
		半耐久財	▲0.5%	+1.9%	+0.6%	+1.3%	▲0.2%
		非耐久財	▲0.9%	+1.7%	+0.5%	+1.1%	+0.9%
		サービス	▲1.3%	+1.2%	+2.2%	+0.0%	+0.6%
		その他	▲0.9%	+0.1%	+1.2%	▲5.0%	▲0.4%
	(集計世帯数)	(816)	(822)	(833)	(824)	(815)	
全収入階級	前年対比	+1.4%	+6.7%	▲2.0%	+0.5%	▲1.2%	
	寄与度	耐久財	+0.5%	+3.0%	▲0.5%	+0.1%	▲0.3%
		半耐久財	+0.2%	+1.6%	▲0.8%	▲0.2%	▲0.9%
		非耐久財	+0.2%	+2.7%	▲1.0%	+0.3%	+0.7%
		サービス	+0.7%	+0.8%	▲1.3%	+1.5%	+0.4%
		その他	▲0.1%	▲1.3%	+1.5%	▲1.1%	▲1.2%
	(集計世帯数)	(4,004)	(4,019)	(3,997)	(4,005)	(3,998)	

※ 上記は「家計調査」による特別集計。

※ 「夫婦子1人 勤労者世帯」は、「世帯主」「世帯主の配偶者」「世帯主の子」で構成される3人世帯であって、夫婦はともに65歳未満で、子は18歳未満、または、18歳であって学校種別が「高校」である勤労者世帯。

※ 「2人以上 勤労者世帯」の生活扶助相当支出額及び年収階級に用いる年収額は、世帯員1人あたりの額による。

1 調査対象月に関する事項

(3) 2019年の消費支出の動向 (5 / 5)

② 10・11月の消費支出の状況

○ 全国家計構造調査の対象期間である2019年10・11月の生活扶助相当支出の状況をみると、これまで検証にあたって参照してきた9～11月平均と大きな水準の差は見られない。

○ 一方、夫婦子1人の低所得世帯（年収階級第1・十分位、第1・五分位）では、同年5～9月平均（※）を上回っている。ただし、集計結果については誤差の程度を考慮して幅をもってみる必要があるほか、世帯類型によってその傾向が同様ではないことには留意が必要である。

※ 10月～4月については、制度上、検証の対象とする生活扶助基準本体に加えて冬季加算や期末一時扶助といった季節的な需要増加に対応する支給があることから、生活扶助基準本体と比較され得る消費水準を捉える観点から、当該加算等の対象期間とならない5～9月平均を表示している。

2019年の生活扶助相当支出額の推移

【夫婦子1人 勤労者世帯】

[年平均=100]

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	9-11月	10-11月	5-9月	年平均
年収階級	86.0	85.0	121.4	97.8	103.8	95.4	90.4	96.6	93.1	93.7	113.6	123.3	100.1	103.6	95.8	100.0
第1・十分位	(6.8)	(7.6)	(16.6)	(7.0)	(8.4)	(9.1)	(8.7)	(6.0)	(8.4)	(8.1)	(15.6)	(27.7)	(6.5)	(8.8)	(3.7)	(3.6)
年収階級	94.1	90.7	117.4	97.0	106.8	92.1	91.0	91.8	99.7	90.3	108.4	120.7	99.4	99.3	96.3	100.0
第1・五分位	(5.2)	(4.5)	(9.5)	(5.0)	(6.6)	(5.1)	(5.3)	(4.1)	(7.5)	(5.5)	(8.5)	(15.0)	(4.2)	(5.0)	(2.6)	(2.1)

(参考) 【2人以上 勤労者世帯】

[年平均=100]

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	9-11月	10-11月	5-9月	年平均
年収階級	103.2	93.4	105.0	100.1	104.2	98.6	104.1	96.8	95.0	94.9	97.7	107.0	95.9	96.3	99.7	100.0
第1・十分位	(4.2)	(3.1)	(4.4)	(4.0)	(3.9)	(3.6)	(5.8)	(3.0)	(3.4)	(4.0)	(4.1)	(3.7)	(2.2)	(2.9)	(1.8)	(1.2)
年収階級	104.1	93.9	105.7	97.0	103.6	94.9	98.8	98.9	98.6	97.8	96.5	110.2	97.6	97.1	99.0	100.0
第1・五分位	(2.6)	(2.0)	(2.8)	(2.4)	(2.8)	(2.2)	(3.2)	(2.7)	(3.0)	(3.0)	(2.7)	(2.6)	(1.7)	(2.0)	(1.2)	(0.8)

※ 上記は「家計調査」による特別集計。

※ 「夫婦子1人 勤労者世帯」は、「世帯主」「世帯主の配偶者」「世帯主の子」で構成される3人世帯であって、夫婦はともに65歳未満で、子は18歳未満、または、18歳であって学校種別が「高校」である勤労者世帯。

※ 「2人以上 勤労者世帯」の生活扶助相当支出額及び年収階級の区分に用いる年収額は、世帯員1人あたりの額による。

※ ()内は、各数値の標準誤差。各金額について算出した標準誤差（詳細はP19）を年平均の金額で除して100を乗じた値。

1 調査対象月に関する事項

(4) 調査対象月に関する留意事項（案）

- 低所得世帯の生活扶助相当支出の動向としては、消費税率が改定された2019年10月の支出額が過年度対比で増加しており、いわゆる駆け込み需要の反動による影響は確認できなかった。
- 2019年10月・11月の生活扶助相当支出額は、夫婦子1人の低所得世帯（年収階級第1・十分位、第1・五分位）では、同年5～9月平均を上回っている。
- こうした集計結果については誤差の程度を考慮して幅をもってみる必要があることや、世帯類型によってその傾向が同様ではないことに留意し、2019年全国家計構造調査により一般低所得世帯の生活扶助相当支出の分析を行うにあたって、上記の2点に関する具体的な数字の調整等を行わないこととする。
- 一方で、2019年全国家計構造調査の集計世帯には、家計調査世帯（「家計調査世帯特別調査」の対象世帯）が含まれることから、こうした家計調査による結果が2019年全国家計構造調査の結果にも一定程度反映されていることには留意が必要である。

2 調査項目に関する事項

2 調査項目に関する事項

(1) 確認事項・作業内容

- 2019年全国家計構造調査のデータでは、収支項目分類の制約から、これまで生活扶助相当支出の対象外品目としてきた「男子用学校制服」及び「女子用学校制服」が把握できなくなった。
 - このため、2019年10月・11月の家計調査により、夫婦子1人世帯における低所得層の当該項目に係る消費支出額の程度を確認する。
- ※ 学校制服は、「一時扶助」または「生業扶助」の対象範囲となる事項であるため、生活扶助相当の対象品目ではない。

(2) 集計結果

- 夫婦子1人勤労者世帯のうち低所得世帯（年収階級第1・十分位、第1・五分位）における2019年10月・11月の「男子用学校制服」及び「女子用学校制服」に係る消費支出額は0であった。

(3) 調査項目に関する留意事項（案）

- 今回の生活扶助基準の検証にあたっては、生活扶助相当支出として、「男子用学校制服」及び「女子用学校制服」が含まれた額を用いることとなるが、当該支出額を用いることに特段の問題はないものと考えられる。

3 基準額との比較検証にあたって参考とすべき指標

3 基準額との比較検証にあたって参考とすべき指標

(1) 検討事項

- 生活扶助基準の水準の検証については、引き続き夫婦子1人世帯をモデル世帯として消費実態との比較検証を行う。この比較検証にあたって消費実態を参照する所得階層については、直近の平成29年検証の結果を踏まえ、引き続き、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位を対象とする。
ただし、この際、消費実態を参照する集団の状況について、生活保護基準の改定が間接的に一般低所得者の生活に影響を与えた懸念があるとの指摘があることに留意しつつ、平成29年検証時に参照した集団の状況と大きく変化していないかを確認する観点から、参考とすべき指標の確認を行うこととしている。
- このため、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位の状況について、平成29年検証時の状況と大きく変化していないかを確認するために「参考とすべき指標」をあらかじめ整理する必要がある。
併せて、生活保護基準の改定が間接的に一般低所得者の生活に影響を与えた懸念があるとの指摘もあることから、そのような影響を消費データから読み取れるかも含めて検討を行う。

(2) 方針 (案)

前頁の「参考とすべき指標」については、以下の指標としてはどうか。

○中位所得層に対する消費水準の比率

夫婦子1人世帯における「年収階級第1・十分位の平均消費支出額」÷「年収階級第3・五分位の平均消費支出額」により算出。
中位所得層の消費実態を基準として、低所得層の消費実態が相対的に減少（格差が拡大）していないかを確認する。

○固定的経費割合

固定的経費(※) ÷ 消費支出額 により算出。

食費や光熱水費などに代表される固定的経費の支出割合については、エンゲル係数（食費の支出割合）と同様の側面を持つものとして、低いほど厚生水準が良い状態を示すとも考えられることから、その変化の状況を確認する。

※ 平成29年検証において、平成26年全国消費実態調査による夫婦子1人世帯の個別世帯の消費支出総額及び各支出費目（用途分類）を用いて回帰分析を行い、各費目の支出弾力性が1を有意（有意水準：5%）に下回った場合、固定的経費に、1を有意（有意水準：5%）に上回った場合、変動経費にそれぞれ分類した。（なお、1を有意に上回らなかった（下回らなかった）費目については、その上位項目の固定的経費、変動経費の格付で代替。）

2019年全国家計構造調査の収支項目分類は、品目分類が基本とされ、用途分類による値は大分類（費目）のみに限られることから、固定的経費を用いる場合には、その作成方法を改めて検討する必要がある。

○年間収入額

夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位における基本的な状況として、同集団における「年間収入額」について、著しい変化の有無を確認する。

(参考) 平成29年検証における固定的経費・変動的経費の判定結果 (夫婦子1人世帯)

《判定方法》

- 平成26年全国消費実態調査による個別世帯データを用いて、次式による回帰分析を実施。

$$\ln(C_i) = \text{const}_i + \eta_i * \ln(Y)$$

C_i : 第i支出費目の消費額 (用途分類)
 ($C_i=0$ のとき $\ln(C_i)=0$ とする)

Y : 消費支出額

η_i : 支出弾力性

- 各費目について、支出弾力性が1を有意 (有意水準: 5%) に下回った場合、固定的経費に、1を有意 (有意水準: 5%) に上回った場合、変動的経費にそれぞれ分類する。

- なお、1を有意に上回らなかった (下回らなかった) 費目については、その上位項目の固定的経費・変動的経費の格付で代替することとする。

食料	固定
穀類	固定
米	固定
パン	固定
麺類	固定
他の穀類	固定
魚介類	固定
生鮮魚介	固定
塩干魚介	固定
魚肉練製品	固定
他の魚介加工品	固定
肉類	固定
生鮮肉	固定
加工肉	固定
乳卵類	固定
牛乳	固定
乳製品	固定
卵	固定
野菜・海藻	固定
生鮮野菜	固定
乾物・海藻	固定
大豆加工品	固定
他の野菜・海藻加工品	固定
果物	固定
生鮮果物	固定
果物加工品	固定
油脂・調味料	固定
油脂	固定
調味料	固定
菓子類	固定
調理食品	固定
主食的調理食品	固定
他の調理食品	固定
飲料	固定
茶類	固定
コーヒー・ココア	固定
他の飲料	固定
酒類	変動
外食	変動
一般外食	変動
学校給食	固定
賄い費	固定

住居	変動
家賃地代	固定
設備修繕・維持	変動
設備材料	固定
工事その他のサービス	変動
光熱・水道	固定
電気代	固定
ガス代	固定
他の光熱	固定
上下水道料	固定
家具・家事用品	固定
家庭用耐久財	変動
家事用耐久財	変動
冷暖房用器具	固定
一般家具	固定
室内装備・装飾品	固定
寝具類	固定
家事雑貨	固定
家事用消耗品	固定
家事サービス	固定
被服及び履物	変動
和服	固定
洋服	変動
男子用洋服	変動
婦人用洋服	変動
子供用洋服	固定
シャツ・セーター類	変動
男子用シャツ・セーター類	変動
婦人用シャツ・セーター類	変動
子供用シャツ・セーター類	固定
下着類	変動
男子用下着類	変動
婦人用下着類	変動
子供用下着類	固定
生地・糸類	固定
他の被服	変動
履物類	変動
被服関連サービス	変動
保健医療	変動
医薬品	変動
健康保持用摂取品	変動
保健医療用品・器具	固定
保健医療サービス	変動

交通・通信	-
交通	変動
自動車等関係費	変動
自動車等購入	変動
自転車購入	固定
自動車等維持	変動
通信	固定
教育	変動
授業料等	変動
教科書・学習参考教材	固定
補習教育	変動
教養娯楽	変動
教養娯楽用耐久財	変動
教養娯楽用品	変動
書籍・他の印刷物	変動
教養娯楽サービス	変動
宿泊料	変動
パック旅行費	変動
月謝類	変動
他の教養娯楽サービス	変動
その他の消費支出	変動
諸雑費	変動
理美容サービス	変動
理美容用品	変動
身の回り用品	変動
たばこ	固定
他の諸雑費	変動
こづかい(使途不明)	変動
交際費	変動
食料	変動
家具・家事用品	固定
被服及び履物	固定
教養娯楽	変動
他の物品サービス	変動
贈与金	変動
他の交際費	変動
仕送り金	変動

《参考》

(参考) 生活扶助相当支出額の推移 (1 / 2)

【夫婦子1人 勤労者世帯】

			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
年収階級 第1・十分位	2015年	平均	47,813	44,254	49,801	50,054	51,027	41,389	46,799	46,918	50,857	45,694	43,479	51,460
		標準誤差	3,106	2,851	3,645	4,260	3,751	2,941	3,515	4,136	4,881	4,261	3,215	5,782
	2016年	平均	47,349	43,876	43,643	46,020	51,363	42,452	46,328	47,324	43,319	45,222	44,065	53,719
		標準誤差	3,840	3,492	2,421	2,815	3,428	2,174	4,214	6,960	3,876	4,012	3,689	6,619
	2017年	平均	52,082	47,497	59,696	50,631	51,525	48,401	57,201	45,360	42,569	41,319	37,329	46,467
		標準誤差	3,172	2,785	8,840	4,079	3,951	3,997	11,139	3,268	3,356	3,028	2,408	3,732
	2018年	平均	49,837	48,087	51,388	59,343	50,050	53,176	51,472	46,704	43,229	42,641	43,526	50,474
		標準誤差	4,113	2,669	3,874	8,183	3,043	5,705	7,360	3,699	2,803	3,514	3,385	4,248
	2019年	平均	46,402	45,891	65,497	52,795	56,011	51,491	48,798	52,123	50,226	50,560	61,317	66,554
		標準誤差	3,677	4,111	8,984	3,757	4,557	4,935	4,712	3,262	4,521	4,387	8,426	14,971
年収階級 第1・五分位	2015年	平均	49,489	46,822	51,654	50,030	53,066	45,274	51,332	48,055	51,056	47,084	45,931	54,811
		標準誤差	2,453	2,681	2,535	2,495	2,865	2,119	2,776	2,449	3,101	2,454	2,329	3,681
	2016年	平均	51,188	50,205	53,305	54,028	51,903	43,160	48,943	48,081	44,248	49,068	48,156	55,737
		標準誤差	2,387	2,778	3,016	2,925	2,495	2,107	3,082	3,902	2,664	3,226	2,588	3,864
	2017年	平均	52,909	48,522	57,654	50,367	52,412	48,215	54,692	49,917	48,249	47,097	44,721	53,261
		標準誤差	2,553	3,032	4,901	3,411	2,893	2,649	5,934	2,703	3,370	2,159	2,208	3,041
	2018年	平均	53,860	50,195	56,303	56,610	51,834	50,884	52,470	47,977	47,205	47,057	48,763	55,941
		標準誤差	2,702	2,524	3,194	4,905	2,442	3,595	4,380	2,484	2,477	2,619	2,920	3,314
	2019年	平均	52,985	51,119	66,125	54,658	60,143	51,905	51,266	51,715	56,142	50,844	61,077	68,005
		標準誤差	2,950	2,552	5,358	2,829	3,720	2,860	3,010	2,306	4,207	3,086	4,777	8,448
全収入階級	2015年	平均	76,204	70,788	84,916	80,893	79,999	71,736	75,964	78,589	71,388	72,193	70,758	82,094
		標準誤差	2,340	2,879	3,193	3,514	2,817	2,926	2,511	3,233	3,228	2,988	2,499	2,600
	2016年	平均	76,876	69,392	79,920	81,065	73,220	66,644	74,211	75,640	67,260	73,946	73,406	86,392
		標準誤差	2,362	2,332	2,794	3,497	2,073	2,257	2,332	2,565	2,477	2,656	2,538	3,055
	2017年	平均	82,520	67,526	80,797	78,152	68,795	68,137	74,721	74,512	68,991	71,510	71,201	86,293
		標準誤差	2,878	2,914	3,872	3,650	2,134	2,303	2,711	2,965	2,402	2,961	2,268	2,983
	2018年	平均	78,217	69,521	83,058	77,688	75,508	70,439	79,044	76,075	73,724	75,516	74,244	87,188
		標準誤差	2,176	2,045	3,633	3,529	2,253	2,197	2,383	2,245	2,520	2,576	2,351	2,599
	2019年	平均	78,565	74,295	92,244	79,510	77,707	74,727	77,144	79,425	77,893	71,647	76,822	90,363
		標準誤差	2,297	2,214	3,850	4,318	2,119	2,247	2,316	3,445	2,493	2,590	2,635	3,127

※ 上記は「家計調査」による特別集計。

※ 「夫婦子1人 勤労者世帯」は、「世帯主」「世帯主の配偶者」「世帯主の子」で構成される3人世帯であって、夫婦はともに65歳未満で、子は18歳未満、または、18歳であって学校種別が「高校」である勤労者世帯。

※ 生活扶助相当支出額は、世帯員1人あたりの額。

※ 標準誤差の算出方法はP19に記載。

(参考) 生活扶助相当支出額の推移 (2 / 2)

【2人以上 勤労者世帯】

			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
年収階級 第1・十分位	2015年	平均	43,672	41,235	46,092	45,195	43,629	40,489	41,724	46,100	44,249	40,847	41,783	46,738
		標準誤差	1,486	1,598	1,495	1,540	1,412	1,204	1,458	1,695	2,444	1,644	1,409	1,801
	2016年	平均	44,012	41,236	44,848	40,650	40,108	38,585	42,747	44,455	40,867	43,024	41,815	47,358
		標準誤差	1,346	1,310	2,502	1,454	1,502	1,666	1,541	1,566	1,296	1,717	1,230	1,462
	2017年	平均	45,310	41,256	46,273	42,610	41,435	39,129	42,622	43,260	39,134	41,202	41,775	51,119
		標準誤差	1,252	1,128	1,906	1,358	1,279	1,352	1,360	1,392	1,098	1,302	1,354	2,816
	2018年	平均	46,434	42,709	49,656	46,110	44,504	40,948	44,935	46,267	41,988	41,168	41,791	48,113
		標準誤差	1,559	1,452	2,620	2,599	1,607	1,430	1,591	1,619	1,587	1,597	1,615	1,523
	2019年	平均	47,275	42,803	48,100	45,876	47,754	45,165	47,684	44,374	43,545	43,497	44,779	49,011
		標準誤差	1,939	1,411	2,018	1,849	1,803	1,629	2,661	1,392	1,545	1,839	1,863	1,677
年収階級 第1・五分位	2015年	平均	49,114	44,223	53,505	47,680	47,471	43,944	45,514	48,142	45,158	44,220	44,716	50,962
		標準誤差	1,202	1,154	2,245	1,255	1,053	1,067	1,142	1,220	1,445	1,113	1,056	1,299
	2016年	平均	47,081	43,975	46,781	45,875	44,641	41,812	45,134	46,076	41,794	46,038	44,578	53,540
		標準誤差	947	1,026	1,433	1,141	1,043	1,052	1,061	1,138	926	1,539	1,023	1,302
	2017年	平均	50,086	45,047	50,931	46,757	47,732	43,636	46,962	47,464	42,621	44,446	44,843	53,963
		標準誤差	1,095	939	1,434	1,059	1,344	1,113	1,289	1,085	926	971	969	1,645
	2018年	平均	49,965	44,445	50,850	48,316	46,573	44,335	47,703	50,222	45,305	45,840	48,369	53,481
		標準誤差	1,204	1,009	1,552	1,603	1,195	1,156	1,298	1,373	1,145	1,179	1,804	1,220
	2019年	平均	51,257	46,211	52,044	47,775	51,014	46,717	48,641	48,668	48,566	48,128	47,501	54,276
		標準誤差	1,289	1,003	1,376	1,183	1,360	1,095	1,567	1,323	1,485	1,480	1,322	1,272
全収入階級	2015年	平均	79,090	71,128	85,485	79,559	78,466	72,697	77,688	78,761	72,722	73,869	72,988	86,204
		標準誤差	1,057	1,053	1,444	1,615	1,294	1,099	1,185	1,238	1,260	1,667	1,110	1,232
	2016年	平均	76,946	70,881	80,443	77,798	76,535	70,660	76,671	76,617	71,274	74,058	71,868	86,401
		標準誤差	1,103	1,039	1,323	1,472	1,167	1,102	1,221	1,142	1,250	1,202	1,254	1,318
	2017年	平均	79,344	69,998	82,219	79,265	77,435	73,711	77,379	79,000	73,798	77,260	76,567	92,051
		標準誤差	1,451	1,236	1,410	1,427	1,349	1,200	1,164	1,232	1,319	1,570	1,143	1,298
	2018年	平均	83,369	72,240	82,462	79,173	76,376	73,072	78,134	80,201	76,422	77,917	76,599	91,981
		標準誤差	1,327	1,748	1,315	1,443	1,118	1,088	1,121	1,107	1,575	1,209	1,100	1,284
	2019年	平均	82,955	74,735	84,853	80,766	82,535	77,259	80,321	81,363	81,578	76,324	76,972	90,842
		標準誤差	1,109	1,063	1,269	1,484	1,188	1,073	1,293	1,183	1,239	1,452	1,143	1,250

※ 上記は「家計調査」による特別集計。

※ 「2人以上 勤労者世帯」の生活扶助相当支出額及び年収階級の区分に用いる年収額は、世帯員1人あたりの額による。

※ 標準誤差の算出方法はP19に記載。

(参考) 標準誤差の計算方法

本資料における家計調査を用いた集計において、平均及び標準誤差の計算は以下の算出方法による。

- t月の平均額

$$\mu_t = \frac{\sum_i (a_{t,i} \cdot x_{t,i})}{\sum_i a_{t,i}}$$

- t月の母集団の分散

$$V_t = \frac{N_t}{N_t - 1} \cdot \frac{\sum_i (a_{t,i} \cdot (x_{t,i} - \mu_t)^2)}{\sum_i a_{t,i}}$$

- t月の平均額にかかる標準誤差

$$\sigma_t = \frac{\sqrt{V_t \cdot \sum_i (a_{t,i}^2)}}{\sum_i a_{t,i}}$$

- s月からt月までのkか月間の平均額

$$(\mu_s + \dots + \mu_t) / k$$

- s月からt月までのkか月間の平均額にかかる標準誤差

$$\sqrt{\sigma_s^2 + \dots + \sigma_t^2} / k$$

$$\left(\begin{array}{l} x_{t,i} : \quad t月における世帯iの値（生活扶助相当支出） \\ a_{t,i} : \quad t月における世帯iの乗数 \\ N_t : \quad t月における集計世帯数 \end{array} \right)$$